



Title	獨逸内國殖民事業の成績 第三報
Author(s)	上原, 轍三郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 294-317
Issue Date	1941-04
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/10705">http://hdl.handle.net/2115/10705</a>
Type	bulletin (article)
File Information	9_p294-317.pdf



[Instructions for use](#)

## 獨逸内國植民事業の成績 第三報

上 原 轍 三 郎

### 一、はし が き

第一次世界大戦の後、獨逸國が革新的な内國植民運動を起し、國家更生の第一歩を踏み出したことは著名な事實であつて、獨逸の全國民が之れに多大の期待をなしたるのみならず、他外國民よりも非常な關心を以て觀られたものである。我國に於ても其の當時斯界の學者又は識者によりて其の制度を紹介し、其の結果を論評せられたるもの少なからず大に注意を引きたる所である。<sup>1)</sup> 従て其後に於ける此の制度の發達經過、即ち果して所期の成果を得つゝあるや否や事業の成績如何と云ふことは最も興味ある研究問題となつて居るのである。此處に於て余は先に「戦後獨逸の内國植民事業と其の成績」<sup>2)</sup>「獨逸内國植民事業の現況」<sup>3)</sup>と題して其の制度の内容及經過發展の大要を二度ばかり紹介報告したり。然るに最近、雜誌新農民 (Neues Bauernhum) 經濟と統計 (Wirtschaft und Statistik) 其の他獨逸國統計年鑑 (Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich) 等<sup>1)</sup> 三の著書に於て、一九三九年迄の成績の大要を知り得たるを以て茲に又之れを紹介せんとするものである。固より簡單なる一記述に過ぎずと雖も盟邦獨逸が眞劍なる努力を以て行ひつゝある此の制度が又我國國策遂行上に何等かの參考ともなり得れば幸である。

1) 拙著「戦後獨逸の内國植民事業と其の成績」

高岡熊雄先生在職三十五年記念論文集「農政と經濟」662-3參照。

2) 同上

3) 札幌農林學會々報第廿四年第一一〇號 (昭和七年十二月號)

尙ほ此處に一言すべきは本制度の創設は一九一九年八月十一日の獨逸國移住法 (Reichsiedlungsgesetz) によるものにして獨逸國は其の當時、社會民主黨の時代なりしが、其後一九三三年に至り國民社會主義の國となり、同年七月十四日の法律によりて新農民運動 (Neues Bauerntum) として一層の強化を來したもにして此の研究に於ては常に一九三三年を境界として其の前後の成績を比較考察することに努めたり。

## 二、移住用地の獲得用意

移住事業の基底をなすものは土地である。從て其の用地を獲得用意することは此の事業の第一の仕事である。而して其の一九一九年より二八年に至る成績に就ては既に此の第一報に於てや、詳細に記述する所ありたるを以て此處に其の後に於ける成績に就きて記述せんとするものであるが、之れを四つの項目に分ちて考察することが出来ると思ふ。即ち(a)面積、(b)源給、(c)價格、(d)購買手段之れである。以下此の順序によつて少しく検討して見る。

(a)移住用地として獲得用意せられたる土地の面積、既に研究したる如く一九一九年より一九二八年に至る十ヶ年間に於て移住用地として獲得したる土地は五十萬陌にして一年平均五萬陌であるが、其後に於ける實績は次表の如きものがある。

移住用地の獲得用意年次表

年次	面積 (陌)	一年平均面積 (陌)	割合 %
一九一九—一九二八	五〇〇、六三二	五〇、〇六三	三一・七八
一九二九—一九三〇	二四六、二一四	一二三、一〇七	一五・六三
一九三一	一一一、九九五	—	七・一一

一九三二	八一、七三七		五・一九
計	九四〇、五七八	六七、一八四	五九・七〇
一九三三	一〇七、〇五八		六・八〇
一九三四	一四八、一三		九・四〇
一九三五	一二二、八四八		七・八〇
一九三六	八二、二二五		五・二二
一九三七	六三、八五九		四・〇五
一九三八	六三、九三二		四・〇六
一九三九	四六、九〇九		二・九八
計	六三四、九四四	七九、三六八	四〇・三〇
合 計	一、五七五、五二二	七五、〇二五	一〇〇・〇〇

即ち一九一九年獨逸國移住法發布以來一昨年即ち一九三九年に至る迄二十一年間に此の事業の爲めに獲得用意したる全地積は實に百五十七萬五千陌にして、之れを本法發布の當時フレーゼ氏が移住地として豫想したる六百四十萬陌に比すれば、正に二四・六一％に相當し相當な實績を示すものと云はなくてはならない。而して之れを年次的に見れば一進一退を免れずと雖も一九三一―二二年の頃と、一九三三―三五五年の頃は最も隆盛を示し、十萬陌以上の土地が獲得用意せられて居る。然るに一九三六年頃より漸次減退の勢を示し、一九三九年には四萬七千陌に低下せり。之れ云ふ迄もなく獨逸國が戰時非常時局に直面したるが爲めにして止むを得ざるものと見るべきである。否國家非常時に際して尙ほよく此の事業を實行しつゝあるは寧ろ驚嘆に値するものと云ふべきである。而して今之れをナチス獨逸の出現したる一九三三年を界として前後二期に分ちて見るに前期十四ヶ年に於ては九十四萬陌、後期七ヶ年に於ては六十三萬五千陌にして、各々五九・七〇％と四〇・三〇％とに相當する。而して之

れを一ケ年の平均に見るに前期に於ては六萬七千八百八十四陌なるに對し、後期に於ては七萬九千三百六十八陌にしてナチス獨逸に至り此の事業が一層強化され、後に述ぶるが如く其の徹底せる農業政策を顯現せるものと云ふべきなり。

次に此れ等の土地は獨逸國何れの地方より提供されたるものなるやを見るに次表の如きものがある。

移住用地獲得用意地方別表

地	方	數(陌)				率(%)	
		一九一九—三三	一九三三—三六	一九三六—三九	一九三九—四二		
オ	スト	一七八、五四四	六七、五八八	二四六、〇八二	一八・九八	一〇・六四	三・五三
ブ	ラン	一〇六、八七五	六一、八三二	一六八、六九六	一一・五六	九・七四	一〇・七一
ポ	ン	一九三、三三三	一一四、八四一	三〇六、九五七	二〇・四三	一八・〇九	一九・四八
シ	ユ	一五九、八一三	九八、一〇八	二五七、九二二	一六・九九	一五・四五	一六・七七
ザ	ク	三三、一〇一	二二、七七	四三、九二八	二・三六	三・四三	二・七九
シ	ユ	七六、九五五	三三、四三三	一〇九、八八〇	八・一三	五・二七	六・九七
ハ	ン	四三、七七七	四三、二八五	八五、〇六二	四・六〇	六・六六	五・四三
ウ	エ	七、九〇九	六、三〇六	一三、九七五	〇・八四	〇・九六	〇・八九
ヘ	ツ	六、四四四	五、四三七	一一、九四一	〇・六九	〇・八七	〇・九六
ラ	イ	四、四四四	七、八二二	一二、二六七	〇・四六	一・二三	〇・七
ホ	ー	—	四一	四一	—	一〇・〇	—
プ	ロ	七九七、九二七	四三九、一七三	一、二二七、一〇一	八四・八三	七三・三三	七九・七九
バ	イ	三三、四三三	一八、六八八	五二、一三二	三・七七	二・四四	三・四四
ザ	ユ	三、〇八一	一一、三二四	一五、三九三	〇・〇	一・四四	〇・九八
ビ	ユ	—	〇、四〇四	〇、四〇四	—	〇・四	〇・二六
バ	ー	—	五、三〇八	五、三〇八	—	〇・〇	三・〇

チ	五、八八三	五、五九〇	一一、四七三	〇・六三	〇・六八	〇・七三
ヘ	一、六九五	一三、九三三	一四、六八七	〇・一八	二・〇五	〇・九三
ハン	八六	一	八七	〇・〇一	—	〇・〇一
メ	八七、五三四	八五、八一〇	一七、三三四	〇・三二	一三・三二	一・〇〇
オ	七、四四九	七、〇一〇	一四、四九九	〇・七九	一・一〇	〇・三三
ブ	八五八	二、八七三	三、七三〇	〇・〇三	〇・四三	〇・一四
ア	一四四	一三七	二八一	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇一
リ	三九七	三、八三〇	三、三三三	〇・〇一	〇・二一	〇・二二
シ	—	三三一	七七八	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇三
ザ	—	二七六	二七六	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇三
ウ	—	一五五	一五五	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇一
下	—	一五五	一五五	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇一
上	—	二、五五六	二、三二六	一・七	一・七	〇・七九
ス	—	六三九	六三九	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇四
ケ	—	二四八	二四八	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇一
ズ	—	二、〇二三	二、〇二三	〇・三	〇・三	〇・一三
ダ	—	九四〇、五七九	一、五七三、三三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
計	五、九七〇	四〇、〇四四	一、五七三、三三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ちプロイセンに於ては百二十五萬七千百陌にして總體の約八〇%を占め、主要なる位置を占めて居ることを知るのである。其他に於てはメクレンブルが一一%、バイエルンが三%にしてや、多きを占むるも他は何れもコンマ以下に過ぎず、従て此の事業は獨逸の全國的な運動であると稱するも數量的にはプロイセンを主とするものといはざるべからず、而してプロイセンに於てもボンメルン、シユレジエン、オストプロイセン、ブランデンブ

ルグ等が主要なる地方である。而して特に此處に注意を要すべきは今次獨逸が合併したるズデーテン、ダンチツヒ、ドーナウ等の地方に於て早くも一萬六千五十陌の土地を獲得用意せることにして獨逸の機敏なる活動が早くも此の種の事業に顯はれて居ることである。

(b) 次に之れ等の土地は如何なる給源によつて提供せられて居るやを見るに、元來移住法に於て規定す所を見るに移住用地の給源として國有地、泥炭地及荒蕪地、二十五陌以上の農場、百陌以上の農場の四種類が擧げられてある。其の詳細なる記述は小文「戰後獨逸の内國植民事業と其成績」に記する所なるが、今最近の統計によつて其の實狀を見るに次表の如きものがある。

種 類	一 九 一 九 一 一 九 三 二	一 九 三 三 一 一 九 三 八	計 (一 九 一 九 一 一 九 三 八)	割 合 %
國 有 地	九二、二一六	七六、〇九七	一六八、三一三	一一・〇一
泥炭地及荒蕪地	三三、五九七	七四、六五三	× 二一〇、四二四	一三・七七
百陌未満農場	一〇二、一七四	四三七、二八五	一、一四九、八七六	七五・二二
百陌以上農場	七一二、五九一	五八八、〇三五	一、五二八、六一三	一〇〇・〇〇
計	九四〇、五七八			

備考 ×ハ一九一九年より一九三二年迄の泥炭地及荒蕪地三三、五九七陌を含む

此の統計に於ては泥炭地及荒蕪地に關するものは一九三二年迄より記載されず、其後に於けるものは他の種類の中に抱含されてあるを以て充分明かならずと雖も一九三八年迄總數百五十二萬八千陌を獲得用意したる内十六萬八千陌は國有地より、二十萬陌は百陌未満の農場より、百十五萬町歩は百陌以上の農場より獲得せられたるものにして、大部分は百陌以上の農場より得たるものと云ふべし。今又之れをフレイゼ氏の示す豫想面積と比較するに次表の如きものがある。

種 類	フレイゼ氏の豫想面積	一八九三年迄に獲得用意せる面積	割 合 %
國 有 地	六〇〇、〇〇〇	一六八、三一三	二八・〇五
泥炭地及荒蕪地	二、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、四二四	一〇・五二
百陌以下の農場	二、〇〇〇、〇〇〇	一、一四九、八七六	六三・八八
百陌以上の農場	一、八〇〇、〇〇〇	一、五二八、六一三	二三・八八
計	六、四〇〇、〇〇〇		

此の統計に於ては泥炭地及荒蕪地に關するものを分ち與えられざるを以て不完全を免れずと雖も既に獲得用意せられたる土地は豫想地に對し國有地に於ては二八・〇五%、百陌以下の農場に於ては一〇・五二%、百陌以上の農場に於ては六三・八八%なるを見るのである。従つて本事業は大農場を對象とする部分に於て大に進展する所ありたるも其他の部分に於ては猶ほ未だしの感ありと云はざるべからず。

(c) 次に購買價額に關する統計を見るに次表の如きものがある。

移住用地の價額表

年 次	購入總價額	購入地面積	一陌當り平均價格	同上の總平均價格に對する比率
一九二九	九、七五五、七五〇 <small>馬</small>	九、三二八、二二五 <small>陌</small>	九七五 <small>馬</small>	一一〇・七
一九三〇	二、七〇七、〇七〇	一、〇〇一、四四四	九五五	一〇三・三
一九三一	六、三三三、七〇〇	七、七四七、七	八六八	九六・九
一九三二	三、九七一、七四〇	六、〇三〇、〇	六四三	七一・八
一九三三	三、七六一、七六六	七、六、九七四	六六九	七四・七
一九三四	八、三三三、三三三	一、二、〇三〇、四	七九一	九一・一
一九三五	九、一〇四、〇六一	一、〇〇五、七六	九〇七	一〇一・〇
一九三六	六、三三三、三三三	九、〇三〇、四	九七五	一一〇・六



一 九 三 七	五三、七四九・二九八	四八、三九二	一、二二	一四・〇
一 九 三 八	七三、九二一・六四七	五〇、七五五	一、四七七	一六・六
計(一九三九—一九三九)	七〇、四一四・四六七	七三、〇〇六	八九六	一〇〇・〇

即ち一九二九年より一九三八年迄の間に於て購入したる總面積七十八萬三千陌に對し、支拂ひたる金額は七億二百萬麻にして一陌當り平均八百九十六麻なり。而して一九三〇年には前年よりやゝ多量に購買したるにも係らず、陌當の價格は低下し、其後の二ヶ年間は購買價額も、面積も減少し、陌當り價格も著るしく低下して居るが一九三三年以後、一九三五年迄は三者共漸次増高し、一九三六年よりは購買價額、面積共に著るしく減少し、陌當り價格は著るしく騰貴せるを見るのである。之れ戰時非常の時に遭遇したる結果と見るべきである。而して陌當り價格は勿論土地の良否、建物又は動物資本の有無多少等種々の事情によりて異なるを以て之れを一概に云ふと能はざるも近時著しく騰貴せるものあるを見る所である。

(d) 次に注意すべきことは此れ等の土地を獲得したる手段の問題である。之れに就いて充分なる統計を得ざるも一九二九年より一九三六年に至る迄のものに就き見るに次の如し。

獲得の手段	移任用地獲得の手段 (一九二九—一九三六年)	
	面積	割合
自由購買によるもの	六二四、九八八	六九・九
強制的競賣法によるもの	五二、一八五	五・八
沒收によるもの	二、七四七	〇・三
委託によるもの	二一三、九四三	二四・〇
計	八九三、八六三	一〇〇・〇

即ち自由購買によるものは約七〇%にして、強制又は沒收によるものは僅かに六%に過ぎず、本法に於ては土

地獲得の困難を想像して種々の強制手段を規定する所ありと雖も事實に於ては大部分の土地が圓滿なる方法によりて獲得せられて居ることを知るものである。尙ほ之れに就ては一九二八年以前に於ける實情を参照して多くの興味を感じるものがある。

### 三、新農民の設定

上述の如くにして獲得用意したる土地に新農民の移植設定は如何に行はれたるやを見るに之れを、(a)、新農民の設定數及面積、(b)、新農民の人的關係、(c)、新農民地の價格等に分ちて研究する。

#### (a) 新農民の設定數及面積

今一九一九年以後に於ける新農民の設定數及面積を年次的に一表として示せば次の如くである。

年	實數			平均農場		割合		
	設定戸數	設定面積	移住人口	平均面積	設定戸數	設定面積	移住人口	
一九一九—二八	二六、三四三	二五九、五四四	一一三、七七一	九・八五	三三・四九	二七・三六	三三・七七	
一九二〇	五、五四五	六一、二二五	二二、七六六	一一・〇	七・〇五	六・四五	六・九八	
一九二一	七、四四一	七九、八三三	三二、七三三	一〇・七	九・四六	八・四三	九・三三	
一九二二	九、〇八二	九九、六三四	三九、〇〇四	一一・〇	一一・五九	一〇・五〇	一一・四五	
一九二三	九、〇四六	一〇一、九二六	三二、一〇四	一一・三	一一・四七	一〇・七四	一一・八三	
計	五七、四三七	六〇二、一一〇	二四、八〇六	一〇・四八	七・五〇	六三・四七	七二・八五	
一九二三	四、九一四	六〇、二九七	一三、〇七九	一三・三	六・五五	六・三六	六・〇八	
一九二四	四、九三二	七四、一九三	一〇、九〇〇	一五・〇	六・二七	七・八三	六・一五	
一九二五	三、九〇五	六八、三三八	〇、〇七一	一七・五	四・九六	七・三〇	五・〇〇	
一九二六	三、〇八一	六〇、三五六	一四、九二五	一八・一	四・二二	六・三六	四・三八	

1) 拙著前掲論文 697—700頁(別刷 37—40頁)

一 九 三 七	一、八九四	三七、五九六	八、四三九	一九・九	二、四一	三、九六	二、四八
一 九 三 八	一、四五六	二七、八三四	六、七三三	一九・一	一、八五	二、九三	一、九八
一 九 三 九	七九八	一七、九三七	* 三、六七一	三三・五	一、〇一	一、八九	一、〇八
計	二、三〇六	三三六、五四三	九三、四四七	一六・四	三六・九六	六、五三	二七・二五
合 計	七、六六三	九四八、六五三	三三〇、五〇七	二二・〇六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考 \* 推算、前年の一戸平均四・六人を本年度の設定戸数七九八に乘じたもの。

即ち本制度創設以來一九三九年に至る二十一年間に七萬八千六百六十三戸の新農民を設定し、九十四萬八千六百五十二陌の土地を分配し、三十四萬五百七人の移住者を得たものである。従つて一ヶ年平均三千七百四十六戸四萬五千七百七十四陌、一萬六千二百十五人宛を設定したる計算なり。此の總數を一九三三年の調査に依る獨逸の農業經營總數三、〇七五、四五四に比すれば二・五六％に、農業經營總面積四一、五六七、〇〇〇陌に比すれば、二・二八％、農林人口一三、六六一、〇〇〇人に比すれば二・四九％に相當し、之れを獨逸國の農業全體より見れば大なる數といふこと能はず、而して此處に特に注意すべきは一農場當り平均面積が一九三三年前に於ては一〇陌内外なりしものが、其の後に於ては漸次擴大され一九三三—一九三九年の平均に於て一六陌となりたることにして之れ畢竟ナチス政權は健全なる農民の設定に力を致し經營面積を擴大強化することに努めたるが爲めなりと解すべきである。次に之れを地方別に見るに次表の如きものがある。

新農民の設定(地方別)

地 方	實 數		計 數		百分率(%)	
	戸 數	面 積	戸 數	面 積	戸 數	面 積
東 普 羅 伊 塞 ン	一九一九	一九三二	一九三三	一九三九		
プ ラ ン デ ン ブ ル ゲ	二、五九六	一四、九九	二、四九五	四、七四八	一四、〇二五	一七、六七七
	七、四四〇	六〇、六八四	二、一〇、一三三	三三、二七三	九、四三三	九五、八七七
					二、一〇、三三〇	一、八、〇三
						一〇、一〇一

獨逸内國植民事業の成績 第三報

ポ ン メ ル ン	九七二	一四七、三二	三、四四五	六八、九九一	一三、五五六	二六、二二三	三三、七九
シ ユ レ ジ エ ン	八、三六〇	七三、三六九	二、七九二	四一、八五六	一一、一七一	一一四、四五	一一、〇四
ザ ク セ ン	二、三六〇	一一七、九七九	五三四	九、九九七	二、〇四	二二、七九六	三、六九
シ ユ レ ス ウ ツ ヒ ホ ル ス タ イ ン	五、〇三四	六六、〇七三	一、五九	二三、五六三	六、五五三	八九、三六六	八、三三三
ハ ン ノ ー ベ ー	三、五五八	二六、〇二二	二、四〇六	二六、二〇六	五、〇四四	五三、〇〇七	六、六三三
ウ エ ス ト フ ア ー レ ン	一、三〇二	四、五九〇	二、六九	三、四八九	一、〇〇四	八、〇七九	一、六五
ヘ ツ セ ン ナ ツ サ ウ	三九二	一、一四七	三三二	二、四八九	六三三	三、三六六	〇・七九
ラ イ ン プ ロ ビ ン ツ	二四二	一、八二八	二五五	三、三六〇	四九六	五、一九八	〇・六三
ホ ー ヘ ン ツ オ レ ン	—	—	—	—	—	—	—
プ ロ イ セ ン 計	四九、五三二	五二七、五一一	一五、七、三三	二五六、八九四	六五、〇七五	七八四、四〇五	八二・七三
バ イ エ ル ン	一、三三七	三、一〇五	九〇	一一、五三三	二、三三七	一四、五四六	二・八三
ザ ク セ ン	七四	一、九〇	三四八	五、一四六	四三	六、三三六	〇・五四
ビ ユ ル デ ン ベ ル グ	—	—	一〇七	一、六七三	一〇七	一、六七三	〇・一四
バ ー デ ン	—	—	一三七	三	一三七	三	〇・二四
チ ウ リ ン ゲ ン	三三五	一、七七九	一三〇	二、五九六	五、五五	四、七七七	〇・四六
ヘ ツ セ ン	一	五	八八	一、六四三	八九	一、六四三	〇・一七
ハ ン ゼ ス タ ツ ト	四三	四九	一	一	四六	四	〇・〇二
メ ク レ ン プ ル グ	四、四八	五九、〇五六	二、二二九	五、四、五八五	七、三三〇	一一三、六四三	九三・九
オ ル デ ン ブ ル グ	一、二三四	八、六八一	六三三	五、三二五	一、七、七六	一一、九九九	二・二三
ブ ラ ウ ン シ ユ ワ イ ヒ	二六	三三三	九六	一、九一〇	一、三四	二、四四三	〇・一六
ア ン ハ ル ト	三三四	一四九	三〇	五七	二、四	二、四四三	〇・三三
リ ツ ハ ル ト	一〇	九六	二四	二二	二、二九	二、二九	〇・三三
ザ ー ラ ン	五五六	二四〇	九	一六	五、六	五、六	〇・七三
下 ト ー ナ ウ	—	—	三	四八	三	四八	〇・〇六

ダンチツヒウエストプロイセン		一		二		三		三		一	
獨逸	國計	五七、四四〇	六〇、一一〇	二一、三〇六	三六、四三三	七六、六六三	九四、六三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
%		三三・〇五	三六・四四	一〇・九六	一六・三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ち總數七萬八千餘戸、九十四萬八千餘陌の内六萬五千餘戸、七十八萬四千餘陌はプロイセンに屬し、夫々八二%以上を占めて居る。

而してプロイセンに於てもオストプロイセン、ボンメルン、シユレジエン、ブランデンブルグ等は特に多數を占め一〇乃至二〇%を占めて居る。其の他シユレスウツヒホルスタイン、ハンノーバー等はやゝ多き地方である。プロイセン以外に於てはメクレンブルグの一〇%内外を以て最高とし、バイエルン、オルデンブルグの二%内外を以て之れに亞ぐものとし、其の他は何れも少數にしてコンマ以下に屬するものである。従つて新農民の設定も用地の獲得用意と相對應してプロイセンを以て主要なる地方とするものである。

(b) 新農民の人的關係

更に此れ等新農民の人的關係は如何と云ふに一九三八年に設定したる一、四五六戸に就て見るに一、三二六戸、即ち總數の九一%は移住前に於て既に農業に従事したものと云ひ、又七七〇戸、即總數の五三%は獨立の農業經營者であり、又二四八戸、即ち總數の一七%は農家の子弟で其の家に於て農業に従事して居つたものであり、二三〇戸、即ち總數の一六%は農業勞働者であつたと云ふことである。以て移住前に於ける農事關係を知ることが出来る。而して此處に特に注意を要することは從來獨立の農業經營者たりしもの、又は農家の子弟たりしもの割合が漸次増大し來れることにして此の兩者を合したるもの、總數に對する割合は一九三四年には四八%、一九三五年には五五%、一九三六年には五八%、一九三七年には六七%なりしが一九三八年には七〇%に上昇して

居るのである。従て農業に従事したることなきものは僅かに九%にして從來より著るしく減少したり。之れ最近小新農民の設定を少くし、新農民は農業者より多く之れを撰定すること、なしたるが爲めなりと云ふ。

次に其の出身地と移住地との關係を見るに一九三八年に於ては一、二六四戸、即ち總數の八七%（前年は七七%）は出身地と移住地とを同ふするものであつて其の内一七八戸、即ち總數の一三%（前年は二二%）は其の農場に於て會て傭人として働き居たるものであると云ひ、又東部地方に移住したるもの六八二戸の内九六戸、即ち一四%は西南地方より移住したものであると云ふ。之れ等の關係を年次的に表示すれば次の如くである。

年	次	新農民戸數	其内移住地域内の移住者		東部地方に於ける新農民戸數 <sup>1)</sup>	其内西南ドイツ	
			戸數	%		戸數	%
一九二二—一九三二年計 <sup>2)</sup>		四七、七〇〇	三〇、〇八一	六三・六	三六、七〇〇	四、三三〇	一一・六
一九二二—一九三二年平均 <sup>3)</sup>		四、七七一	三、〇三二	六三・六	三、六三七	四三三	一一・六
一九三三		四、九一四	四、〇八八	八三・三	三、六五三	四七三	一一・九
一九三四		四、九三三	四、〇八八	八三・三	三、六五三	四七三	一一・九
一九三五		三、九九五	四、〇八八	八三・三	三、六五三	四七三	一一・九
一九三六		三、〇〇八	三、二四三	八三・〇	三、二四三	四〇六	一五・四
一九三七		一、八九四	二、六八九	八一・三	二、六六七	三三三	一五・三
一九三八		一、四五六	一、四五一	七六・六	一、〇五一	一八九	一八・〇
一九三三—一九三八計		二〇、〇八八	一六、八六三	八二・六	一三、三七七	二、〇五三	一五・三
一九三三—一九三八平均		三、〇一〇	二、八一〇	八二・六	二、三〇〇	三三三	一五・三
一九二二—一九三八計		六七、九一八	四七、一〇三	六九・四	四九、七四七	六、二八三	一三・六
一九二二—一九三八平均		四、三三四	三、九四三	六九・四	三、九四三	四三三	一三・六

次に新農民の年齢に就て見るに三〇乃至五〇歳のもの最も多く、一九三八年の例に於ては其の數一、〇一八戸、

1) 東プロイセン。ブランデンブルグ、ボンメルン、シユレジェン、メクレンブルグ  
 2) 1929年に於けるバイエルンを含まず。  
 3) 1923年—32年の平均に此の期間10年を乗じたる數。

即ち總數の七〇%に達して居る。而して三〇歳未満のものは一八八戸、總數の一三%、五〇歳以上のものは二五〇戸、總數の一七%である。

次に其の家族構成の状態を見るに一九三八年の例に於ては總數六、七三三人にして平均一農家四・六人(前年四・五人)である。而して家族を有せざる農家は殆んどなく、二乃至三人を有するもの五八〇戸、三九八% (前年三八・六%)、四乃至六人を有するもの五七三戸、三九・四% (前年三七・六%)、七人以上を有するもの一二二戸、七・七% (前年六・二%) である。

(c) 土地の購入價格

一九三八年に設定せられたる新農民一、四五六戸の購入したる土地の總面積は二七、八三四陌にして其の代價は五九、三三〇、〇〇〇麻である。故に一戸の價格は平均四〇、七六二麻 (前年は三七、九〇〇麻) にして一陌の價格は平均二、一三二麻 (前年一、九〇九麻) である。今之れ等購買價格の發達變遷を一表として示せば次の通りである。

年次	購入價額總計	平均價格		年次	購入價額總計	平均價格	
		一戸當り	一陌當			一戸當り	一陌當
一九二九 <sup>1)</sup>	一四、四〇三、二四〇麻	二六、三三三	二、三三〇	一九三四	一〇八、七四四、二五五	二、九七八	一、四六一
一九三〇	一七、〇、八一九、八七	三三、六四四	二、三三〇	一九三五	一一〇、九九九、三九三	二、八四〇	一、六三三
一九三一	三三、七七一、四六六	三三、八六六	二、七六六	一九三六	一〇五、三三三、九〇七	三、一八三	一、七五五
一九三二	一七五、四四四、五五四	一九、三六六	一、七三三	一九三七	七二、六三三、七三〇	三、七、九〇〇	一、九〇九
一九三三	八六、八〇〇、三三六	一七、六六四	一、四三〇	計	一、二六六、〇三九、四四九	二、四、六七四	一、八八七

備考 (1) バイエレンを缺く。

即ち一陌當り及一戸當り平均價格は一九三三年迄漸次低下し、それより更に上昇して居る。而して過去十ヶ年間の總平均に見るに一陌一、八八七麻、一戸二四、六七四麻である。今之れを平價を以て我國の貨幣に換算すれば、一町步九百六圓、一戸分二萬一千八百四十四圓となるのである。農林省の調査による昭和十二年度我國農家の經濟調査を見るに自作農一戸の平均純財産は一〇、一二五圓にして之れと相類するものあるを見るは奇とすべきである。勿論此の價格は新農場の面積、性質、位置によりて夫々異なるものであつて、面積が小なれば小なる丈け建物などの價格が加重して、一陌當りの價格は高價となるものである。

即ち一九三八年に於ける實例を見るに次の如し。

農場の大きさ	一陌當り價格	一戸當り價格
二 陌 以下	一一、三五一	八、九〇六
二 一五 陌	四、七九三	一七、四一七
五 一七・五 陌	三、一四九	一九、四八〇
七・五 一〇 陌	三、五八九	三二、〇三〇
一〇 一五 陌	二、八四六	三四、七〇八
一五 二〇 陌	二、〇三二	三五、三六三
二〇 二五 陌	一、九〇五	四一、八五四
二五 陌 以上	一、八二三	七八、一六五

即ち一陌當りの價格は小面積のものが最も高價にして、面積を増すに従つて低下し一、三五一麻乃至一、八二二麻を示す。然し一戸當りの價格は勿論小面積のものより面積を増すに従つて増大し、八、九〇六麻乃至七八、一六五麻に達して居るのを見るのである。



#### 四、過少經營へ隣接地の添加

獨逸國移住法の第二の事業は過少經營にして獨立の生計を營み得ざるものに對し其の隣接地を分轄添加して經營を擴大し、以て獨立自營の健全農民を設定することにある<sup>1)</sup>。之れに關する成績を年次的に一表として示せば次の如きものがある。

年次	土地添加		年次	土地添加	
	戸數	面積(陌)		戸數	面積(陌)
一九一九—一九二五	四七、四八〇	五、六、二九〇	一九一九—一九二五	一三、一五六	三、三、一四三
一九二六	三、五五三	四、五五四	一九二六	一〇、七八二	三、〇、四四四
一九二七	四、六六三	五、七〇〇	一九二七	一〇、七九三	三、四、〇〇〇
一九二八	五、五五三	六、八八六	一九二八	七、六一〇	一、六、八八八
一九二九	六、五九三	一〇、五三一	一九二九	五、六四一	一、三、〇〇一
一九三〇	七、三七八	一五、八六三	計	七〇、二二六	一、九、二六一
一九三一	一、七九五	三、四、六八	合計	一六六、二六三	三、八、一、七九九
一九三二	九、四四五	一七、七六七	平均	一六、八六七	一〇、一、五五〇
計	九六、一四七	一四三、〇九八	一九一九—一九二五	六、八六七	一〇、一、五五〇
一九三三	八、四八〇	一七、〇四七	一九二六—一九二七	一〇、〇二六	一、九、八九七
一九三四	一三、六五四	二七、〇五六	一九二八—一九二九	七、九二七	一、三、三九七
			平均	一〇、〇二六	一、九、八九七

即ち一九一九年より一九三九年迄、廿一ヶ年間に一六六、二六二戸に對し二八一、三七九陌の土地を分轄添加したるものにして一年平均七、九一七戸、一三、三九九陌となる。而して今其の年次的経過を見るに一九三三年以來漸次増加して既に一萬戸を超過するに至りたるが一九三八年より急に低下して一九三九年には僅かに五千餘戸に

1) 拙文前掲 684頁(別刷24—25頁)参照

過ぎざるに至りたり。之れ云ふ迄もなく現下の急迫せる獨逸國情の然らしむる所にして止むを得ざるものといふべきである。然し元來此の事業は土地の添加のみにして建物の建築を要せざるを以て戦時下に於て大工又は資材の不足するものあるに係はらず比較的容易に實行し得るものである。従つて上に示す如く數はやゝ減少したりと雖も猶よく此れを續行し得たものと見るべきである。而して一陌當りの價格は一九三八年に於ては平均一、一九六麻にして前年の一、三二四麻よりやゝ低下せり。而して之れを新農民移住地の價格に比すればやゝ安價を示せり。即ち一九三八年に於ける新農民の移住地一陌の價格は平均一、一三二麻にして添加地のそれに比し約倍額なることを示せり。

次に一戸に添加せられたる土地の面積は一・二陌乃至二・二陌、平均一・七陌にして餘り大なるものにあらずといふことが出来る。次に土地添加の結果出來たる農家の經營面積を見るに次表の如きものがある。

年次	土地添加戸數百戸中		年次	土地添加戸數百戸中	
	一陌以下	一—五陌		一陌以下	一—五陌
一九三三	三三・一	五六・九	一九三三	四・二	四九・四
一九三四	三六・二	五五・八	一九三四	三・五	五五・一
一九三五	四三・六	四四・四	一九三五	四〇・八	四〇・八
一九三六	三三・五	五二・二	平均	三・九	四〇・八
			一九三三—三六	三・七	一・〇

即ち一乃至五陌のもの最も多く、一陌以下のもの之れに次ぎ夫れ以外のものは甚だ僅少なりと云はざるべからず、然れども之れによつて經營面積を擴大し上級の階級に進むこと勿論にして其の實態を一九三八年の成績に見るに次表の如し。

農家の面積種別	添加前		添加後		農家の面積種別	添加前		添加後	
	戸數	面積(陌)	戸數	面積(陌)		戸數	面積(陌)	戸數	面積(陌)
〇・五陌以下	四六七	七七	一七三	三三	一・三六陌	一、三六	一、四二	二、一四	二、一四
〇・五—一 陌	三〇三	一〇九	三七三	一七三	一・五—二 陌	五八六	九、九四	七六六	一三、四六
一—二 陌	三〇三	三七	四〇七	六五六	二—二 五陌	一七	四、八二	三〇八	七、六五
二—五 陌	一、五六七	五、七九	一、二六七	四、四五六	二—五 〇陌	二〇九	六、七五	三五	一〇、〇〇
五—七・五 陌	一、七九三	七、九五	九六	六、一三六	五 〇陌以上	五三	九、二七	五八	九、五五
七・五—一〇 陌	一、七六	一〇、七三	二、七	一〇、三三	計	七、六〇	六九、五五	七、六〇	八三、六三

即ち添加を行ひたる前後を比較するに 七・五陌を境としてそれ以下の階級に於ては戸數も面積も添加後に於て減少し、それ以上の階級に於ては戸數も面積も添加後に於て増加せり。之れ添加は主として 七・五陌以下の農家に對して行はれたるものなることを推察されるものである。而して 七・五陌は獨逸農民の家族と共に生活の出來る。即ち Ackerbauung の最小限度と考へられる平均數である。

尙ほ此處に一言すべきは土地の添加は其の小作地を以てせらるゝも少なからざることにして、一九三八年の例に見るに前表に示す如く總數に於て一六、五八八陌の添加が行はれたるが、其の内二、四八四陌、即ち一五%は現在の所有者によりて小作せられてありたる土地なりといふ。

次に添加事業の地方的分布を見るに次表の如きものがある。

過小經營者へ隣接地の添加地方別

地 方	實 數		計 數		割 合 %	
	戸 數	面 積	戸 數	面 積	戸 數	面 積
東 普 羅 伊 塞 ン	一九一九—一九三二	一九三三—一九三九	一九三三—一九三九			
プ ラ ン デ ン プ ル グ	六、九四八	三三、一七九	五、四四	一四、八八	七、三三	一三、五五
	三、二五三	五、九六六	六、七五	一六、二八五	三、二五	七、九一

上	ボ	ン	メ	ル	ン	五、八三	二、五三四	八、〇〇	二、七〇	四、二五	五、二一〇	八、〇〇	三、〇
下	シ	ユ	レ	ジ	エ	四、二五	五、五五	二〇、〇	八、〇	六、二二	八、〇	五、〇	三、二〇
ド	ザ	ク	セ	ン	ン	六、〇	七、一四	七、一四	六、七四	六、二	一、〇	五、五	四、〇
一	シ	エ	ス	ウ	ツ	六、六	三、二〇	六、六	三、八三	一、九四	七、〇	一、八	二、〇
二	ハ	ン	ノ	ノ	ノ	一、七四	三、五九	二、二	七、〇	四、〇	一、一	二、五	三、〇
三	ウ	エ	ス	ト	フ	九、四	一、〇	八、八	一、九	一、九	二、九	一、〇	〇、
四	ヘ	ツ	セ	ン	ナ	八、三九	三、四八	一、九	一、九	九、〇	五、〇	五、九	一、九
五	ラ	イ	ン	プ	ロ	八、七	六、五	六、〇	一、四	一、〇〇	二、一	〇、九	〇、
六	ホ	ー	ン	ツ	オ	一	一	四	四	一	二	〇、〇	〇、〇
七	ア	ロ	イ	セ	ン	四、九二	二、五三	四、二	二、二	二、五	三、八	七、五	八、〇
八	バ	イ	エ	ル	ン	八、八二	七、六一	一、二	一、四	九、六	九、四	五、九	三、四
九	ビ	ユ	ル	デ	ン	二、七九	一、六	二、一	三、六	四、九	五、六	二、六	一、九
一〇	バ	バ	ー	デ	ン	一	一	一	一、五	三、〇	一、五	一、八	〇、
一一	チ	ウ	リ	ン	ン	三、〇八	二、九	一、六	二、五	三、八	四、一	一、三	一、五
一二	ヘ	ツ	セ	ン	ン	一、五三	五、六	五、四	五、四	七、〇	五、四	四、二	二、一
一三	メ	ク	レ	ン	ン	三、四九	八、七	二、六	七、三	五、六	六、五	三、六	五、八
一四	オ	ル	デ	ン	ン	二、五九	四、八	七、〇	一、四	三、八	六、八	一、九	二、二
一五	ブ	ラ	ウ	ン	ン	五、七	六、二	二、九	三、八	四、〇	四、一	〇、三	〇、
一六	ア	ン	ハ	ル	ト	四、二	七、三	五、四	七、〇	四、六	八、五	〇、三	〇、
一七	シ	ヤ	ウ	ン	ン	一、四	一、二	二、三	四、一	四、六	三、三	〇、〇	〇、〇
一八	ザ	ー	ル	ラ	ン	一	一	二	二	二	四	〇、〇	〇、〇
一九	ド	ー	ナ	ウ	ウ	一	一	二	二	二	四	〇、〇	〇、〇

ダンチツヒウエストプロイセン		六三		四〇		三二		二一	
獨逸	國計	六六、四七	一四三、〇九八	七〇、二二六	一五九、八二一	一六六、六三三	二二一、七〇七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
%		七〇・八三	五〇・五〇	四三・二七	四九・五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ちプロイセンは重要な位置を占め、戸數に於て七五・七三%、面積に於て八〇・九六%を占めて居る。而してプロイセンに於ても特にシュレジエンが主要なる位置を占め戸數は三六・七六%、面積は三一・四〇%に達するを見る所である。其他ボンメルン、ブランデンブルグ、ザクセン等はやゝ多き部類に屬する。プロイセン以外に於てはバイエルン（戸數五・九九%、面積三・三四%）、ヘッセン（戸數四・二五%、面積二・一一%）、メクレンブルグ（戸數三・六〇%、面積五・八七%）等はやゝ多き方である。而して其の數量は少なりと雖も早くも新領の土地上下ドーナウ、ダンチツヒ等に此の事業の伸展を見るは注意を要する所である。

#### 四、移住事業の信用

以上の事業を運行する爲めには多くの費用を要したることは勿論なるが、其の額を知ること能はざるを以て一九三八年九月三十日現在として獨逸移住銀行（Deutsche Siedlungsbank）が、此の事業の爲めに貸出せる所を見るに約五〇八、〇〇〇陌の土地に對し中間信用として四億九千四百萬麻、二四、三五三戸の移住者、二九五、三八〇陌の土地に對し三億七千七百二十萬麻、一六、一三〇戸の土地添加農家、四七、一〇六陌の土地に對し三千六百七十萬麻、一四、三〇〇の農場設備に對し二千八百九十萬麻、合計九億三千七百萬麻なりといふ<sup>1)</sup>。之れを平價として我國の貨幣に換算すれば四億五千萬圓許りなり。我國の自作農創定維持の事業はやゝ之れに類する事業にして、大正十五年以來之れが實施をなし、昭和十一年迄十一ヶ年間に二億五千萬圓を貸出し、創定農家十七萬戸、維持農家二萬戸を得て居るに比較して興味深きものがあるのである。

1) Neues Bauerntum 31. Jahrgang, Heft 1. (Jan. 1939) S. 22

五、獲得用意したる土地の利用

上述の如くにして一九一九年本事業を開始して以來一九三九年に至る迄に於て一、五七五、五二二陌の土地を獲得用意する所ありたるが、此の内實際に新農民の設定、小經營へ添加の爲め用ひられたる土地は如何の問題は極めて興味ある問題である。此れに就て一表を作製して示せば次の如し。

年次	獲得面積 陌	利用面積			獲得面積 陌	利用面積 陌	比率 %
		新農民	土地添加	計			
一九一九—一九二五	二九三、四九九	一四六、七〇〇	五六、二九〇	二〇三、九九〇	二〇三、九九四	六九・一七	
一九二六	四〇、六七八	二五、四九〇	四、五五四	三〇、〇〇四	三三八、六七	六八・九〇	
一九二七	八五、九八四	三六、七〇四	五、七〇〇	四二、四〇四	四二五、一五一	六四・七八	
一九二八	七六、四六八	五〇、六二六	六、八二六	五七、四五三	五〇三、六一九	六六・三三	
一九二九	一一七、二二五	六一、二二二	一〇、五三一	七一、七三四	六一九、七三〇	六五・二八	
一九三〇	一一七、二二三	七九、八三三	一五、八六三	九五、六九六	七四六、八四六	六六・九八	
一九三一	一一、九九五	九、九六四	二四、六一八	三四、四三三	八五八、八四二	七三・七三	
一九三二	八、七三七	一〇、一九六	一七、七六七	二八、六九三	九四〇、五七八	七九・三三	
一九三三	一〇七、〇五八	六〇、二九七	一七、〇四七	七七、三四四	一、〇四七、六六六	七二・七	
一九三四	一四八、二二三	七四、一九二	二七、〇五六	一〇一、一四八	一、一九五、七九九	七三・四三	
一九三五	一三三、八四八	六八、三三九	三三、一四五	一〇一、四八三	一、三八、五九七	七六・九三	
一九三六	八二、二三五	六〇、三三九	三三、〇四四	八三、四〇三	一、四〇〇、八三三	七八・二九	
一九三七	六三、八九九	三七、五九六	二一、四〇〇	五八、九九六	一、四六四、六八一	七八・九〇	
一九三八	六三、九三三	二七、八三四	一六、五八八	四四、四三三	一、五二八、六三三	七八・五二	
一九三九	四六、九〇九	一七、九二七	一一、〇〇一	二九、九二八	一、五七五、五三三	七八・〇七	
計	一、五七五、五三三	九四八、六五二	二八一、三七九	一、二三〇、〇三〇	—	—	

即ち新農民の移住地として用ひられたるもの九四八、六五二陌、全獲得地の六〇・二一%、小經營の添加地として用ひられたるもの二八一、三七六、全獲得地の一七・八六%、兩者合計一、二三〇、〇三一陌、全獲得地の七八・〇七%なり。故に獲得地は猶ほ三四五、四九一陌、二一・九三%を餘すものと見るべきである。而して一九四〇年一月一日現在の移住準備地は一〇七、三〇〇陌、即ち全獲得地の六・八一%なりと云へば残す所の二二三八、一九一陌、即ち全獲得地の一五・一二%は移住又は添加に用ひられざる土地と見るべきものである。

而して又新農民の移住地と小經營の添加地との割合は七七・一二%と二一・八八%である。又フインケ氏は一九一九年より一九三八年迄に獲得せられたる土地の用途を一〇〇陌當りとして次の如く計算して居る<sup>1)</sup>。

六五陌……新農民移住地

一九陌……小經營への添加地

一六陌……道路、庭前地、不耗地其他（新農民又は添加地として不適當なる土地）

## 六、結 論

以上新農民の設定と、小經營者への土地添加とに就き一九三八年又は一九三九年迄の成績の概要を記述したり、今其の要點を此處に摘出して結論となすに、

(一) 新農民の設定事業は土地の獲得用意は一九三一年頃よりやゝ困難なる形勢を示したるが、一九三三年にナチス政權の確立以來漸次非常なる勢を以て促進せられたり。然れども最近に至り國家非常時の再現と共に又やゝ下向の形勢を示せり。

(二) 然れども新農民の設定はナチス政權の主要なる一方策なるを以て、其の移住には多大の努力を致し、最近に於ても數字的には下向の形勢を示すも今尚ほ相當數の設定を持續しつゝあるは注意を拂ふべきである。

(三) 而もナチスとなりて以來は健全なる獨立農民の設定に重きを置きたるを以て其の設定數は減少したるも設定面積の減少は比較的少く、従て一農民の平均面積は漸次増大しつゝあることを示せり。今之れを數字的に觀察するに次表の如きものがある。

	一九三九		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		一九三七		一九三九		一九三九計			
	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數	數	%數		
二陌以下	八、五四六	二二・三	六、七三	一九・三	一、三三三	三・九	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
二一五陌	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二	一、一六〇	三・二
五〇〇陌	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三	一、一七五	三・三
一〇〇〇陌	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇	三、九三三	一一・〇
三〇〇〇陌	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九	一、三六七	三・九
五〇〇〇陌以上	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九	八、三三三	二三・九
計	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇	三、八三三	一〇〇

即ち從來(特に一九二五年迄)は二陌以下のもの多數にして五〇%以上を占めたるも、其後に於ては漸次其の割合を低下し一九三九年には四%となりたり。之れに反し五陌以上の階級に於ては漸次割合を増大し、一九三九年に於ては一〇乃至五〇陌のもの八二%を占むるを見る所である。

(四) 一九一九年より一九三九年迄廿一年間に移住せしめたる新農民數は七萬八千六百六十三戸にして、過小經營に添加地をなしたる數は十六萬六千二百六十三戸なり。故に之の兩者を合する時は二十四萬四千九百二十六戸となつて、此れ丈の獨立自經の健全農業家を設定したものと見ることが出来る。之れ本法發布以來の成果であ



る。而して之れを獨逸の全農業經營數三百七萬五千餘に對比すれば七・九六%に過ぎずと雖も之れを獨逸の二乃至五〇陌の經營數二、一三七、七一五に對比すれば一一・四六%となりて必ずしも小なりと云ふこと能はず。

(五) 而して之れに要したる費用を知ることには最も興味あることなるが、充分にすること能はず、唯前述の如くにして一九三八年現在の銀行負債のみにしても九億三千七百萬麻なりと云ふを以て、假りに之れを前記の戸數に割り當つる時は一戸平均六二九八麻となることを知るのである。又前述の如く土地の購入費のみにして一戸當り二四、六七四麻なるを以て少くとも一戸當り三萬麻の費用を要したることを想像さるゝものにして相當高價なる事業たることを知るものである。

(六) 尙ほ今次新たに獨逸に併合したる新地域に於て早くも新農民の設定を行ひたるは注意を要する所である。